

主催：神戸市
公益財団法人新産業創造研究機構（NIRO）
公益財団法人神戸市産業振興財団
後援：一般社団法人神戸市機械金属工業会
公益社団法人兵庫工業会
兵庫県中小企業家同友会



Innovation for Wellbeing

SOMPOリスクマネジメント

「事業継続力強化計画」策定セミナー

～感染症対策を含む、自然災害等に備える計画を策定して
支援策を獲得しませんか～

2020年10月6日

SOMPOリスクマネジメント
首席フェロー 高橋孝一

SOMPOホールディングスとSOMPOリスクマネジメント

会社概要

社名：**SOMPOリスクマネジメント株式会社**
(英文表記 Sompo Risk Management Inc.)

設立年月日：1997年11月19日

本社所在地：〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1エステック情報ビル

拠 点：東京・名古屋・大阪・福岡

従業員数：430名 (2018.10.1月現在)

資本金：3,000万円

株 主：SOMPOホールディングス株式会社(100%)



損害保険ジャパン

SAISON INSURANCE セゾン自動車火災

SOMPOリスクマネジメント

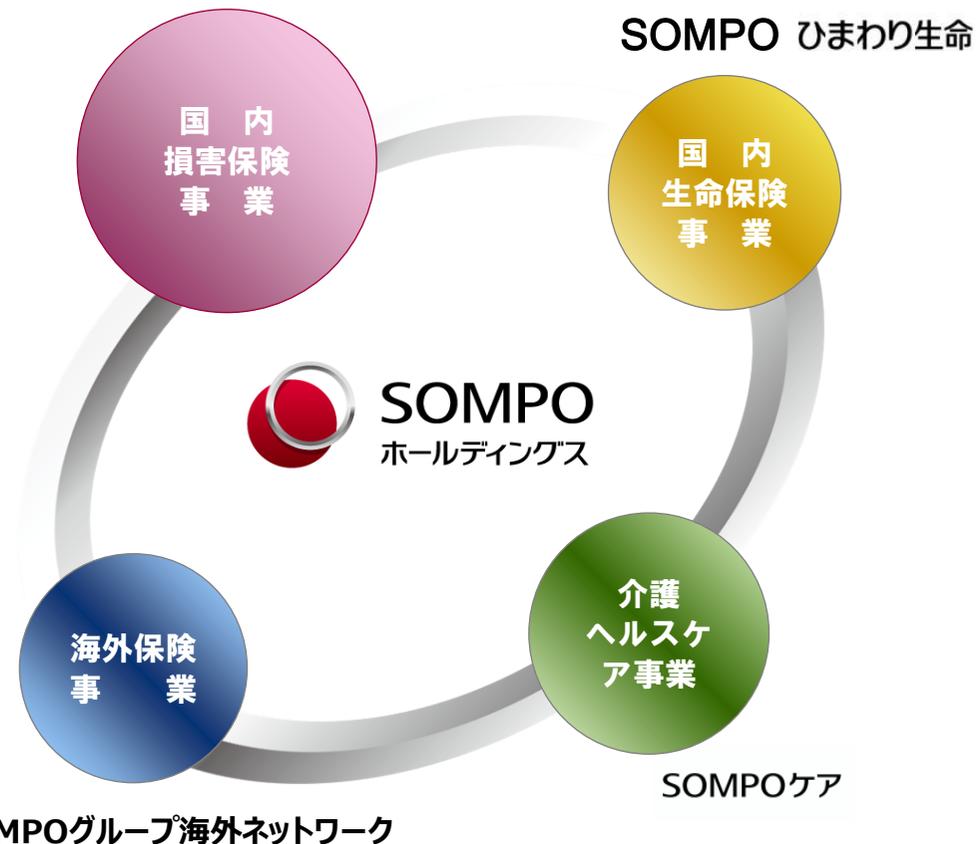
お客さまにとって、「安心・安全・健康の
ソリューション・プロバイダー」

事業内容

リスクマネジメント事業

アナリティクス事業

サイバーセキュリティ事業



説明者の略歴 (SOMPORリスクマネジメント株式会社)

名前	略歴
<p>高橋孝一 (たかはし こういち)</p> <p>SOMPORリスクマネジメント株式会社</p> <p>首席フェロー (リスクマネジメント)</p>	<p>◆横浜国立大学工学部化学工学科卒業後、1980年に保険会社入社、40年間、企業のリスクマネジメントを専門に歩み、『リスク管理体制構築支援』、『火災・爆発・風水害などの事故防止』、『製造物責任対策』、『事業継続マネジメント(BCM)』、『海外危機管理対策』、『コンプライアンス』などのコンサルティングの提供やリスクマネジメントセミナーの講師等で活動中</p> <p>◆主な資格・社外団体役職 NPO 事業継続推進機構 副理事長 NPO 日本危機管理士機構 理事</p> <p>◆官庁・経団連等で有識者として参画している委員会 内閣府・・・2005年から「事業継続ガイドライン」の策定に参画 中小企業庁・・・2005年から「事業継続ガイドライン」の策定に参画 ・・・2018年から「中小企業強靱化研究会」委員 経済産業省・・・2016年から「地域連携BCP普及検討会」委員 国土交通省・・・2010年から港湾BCPや石炭備蓄BCP等の委員会に参画 ・・・2019年から水災害対策検討小委員会の委員 外務省・・・2008年から「在外邦人向け海外危機管理研修」の講師 文化庁・・・2015年度から美術品補償制度部会に参画 経団連・・・2011年度から危機対応タスクフォース(BCPに関する政府への提言作成)に参画</p>

事業継続力強化計画の詳細制度設計のための検討会 委員名簿

下記の6人の専門家で中小企業庁から提案される強靱化支援の具体策を検討してきました。

- ◆伊藤 毅 特定非営利法人事業推進機構 副理事長
(株)レジリエンシープランニングオフィス 代表取締役
 - ◆川口 淳 三重大学大学院 准教授
 - ◆高橋 孝一 SOMPOリスクマネジメント株式会社 首席フェロー
 - ◆蛭間 芳樹 株式会社日本政策投資銀行サステナビリティ企画部
BCM 格付主幹
 - ◆藤田 千晴 東京都中小企業診断士協会 理事・地域支援部長
 - ◎渡辺 研司 名古屋工業大学大学院 教授
- ◎は座長

下記の7人の専門家で中小企業庁から提案される強靱化支援の
具体策を検討して来ました。2020年5月下旬開始、公表8月中旬

- ◆伊藤 毅 特定非営利法人事業推進機構 副理事長
- ◆高橋 孝一 SOMPOリスクマネジメント株式会社 首席フェロー
- ◆蛭間 芳樹 株式会社日本政策投資銀行サステナビリティ企画部
BCM 格付主幹
- ◆藤田 千晴 東京都中小企業診断士協会 理事・地域支援部長
- ◆岡本 正 銀座パートナーズ法律事務所代表弁護士
- ◆小山 和博 PwC総合研究所 上席主任研究員
- ◎渡辺 研司 名古屋工業大学大学院 教授

◎は座長

目次

1. B C Pとは? その必要性と防災との違い **P6~15**
2. 中小企業強靱化法における事業継続力強化計画とBCPとの違い
および今回のインセンティブ **P16~30**
3. 事業継続力強化計画と「ものづくり補助金」 **P31~43**
4. 事業継続力強化計画の認定申請書を策定してみよう **P44~50**
5. 新型コロナウイルス感染症ハンドブック **P51~57**
6. BCP関連の参考資料 **P58~62**

1. B C Pとは? その必要性と防災との違い

1. 1 事業継続（BC）とは？

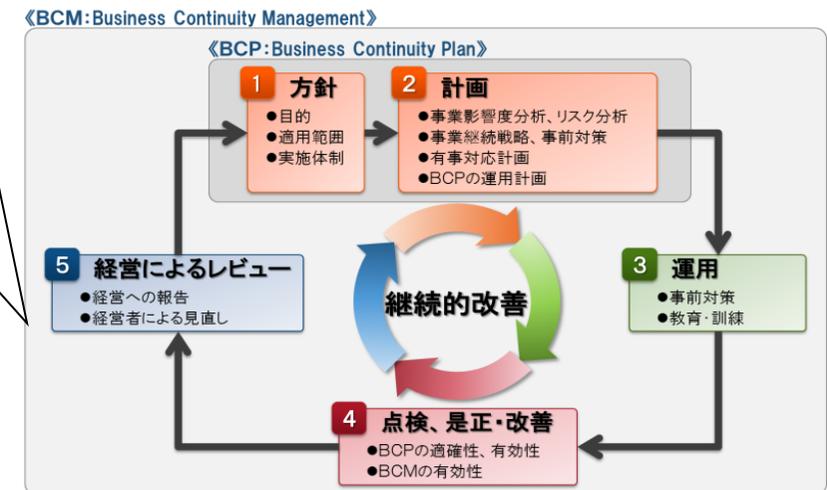
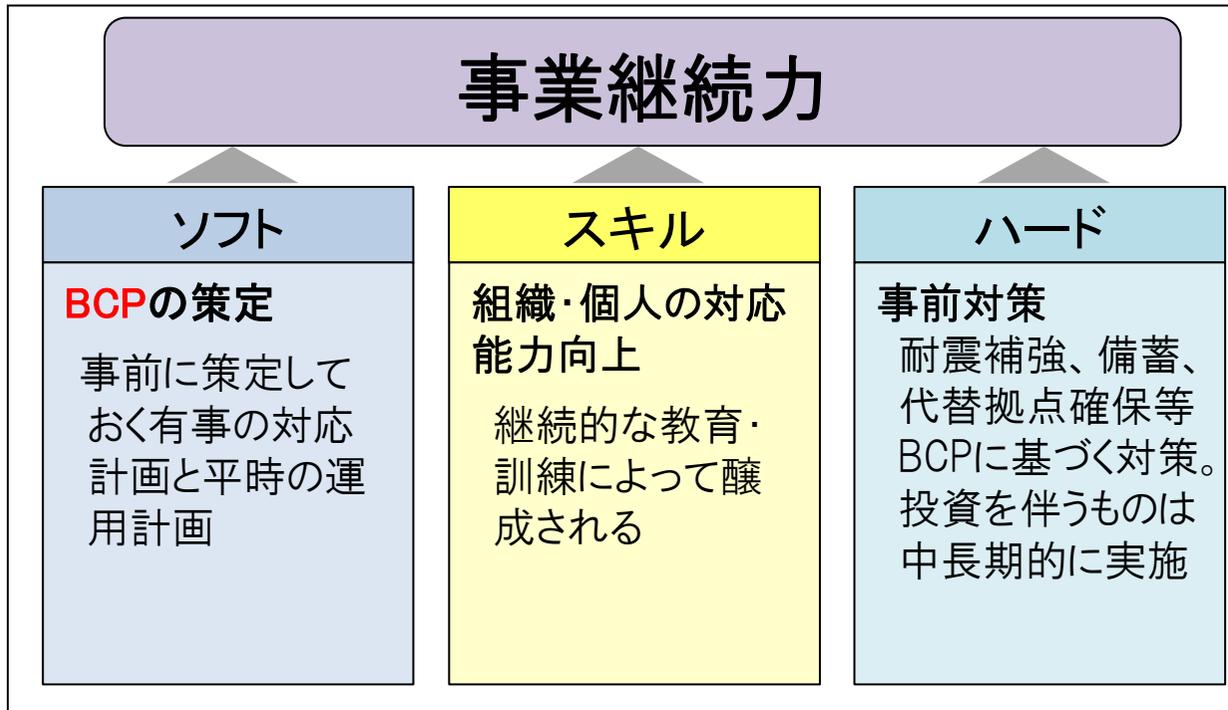
事業継続（Business Continuity: BC）の定義

- 企業・組織が、いかなる状況（**軽微、甚大、壊滅**）に見舞われても（**被災が前提**）、優先順位に基づく**重要業務**を**事業継続戦略**を用いて**目標復旧時間内**に再開し、事業を継続すること
- これにより企業・組織の責任を全うし、不測の自体においても**生き残り**や**発展（会社の存続）**につなげることを可能とするのが**事業継続（BC）**
- また、事業継続を実現できる企業・組織の力が**事業継続力**である

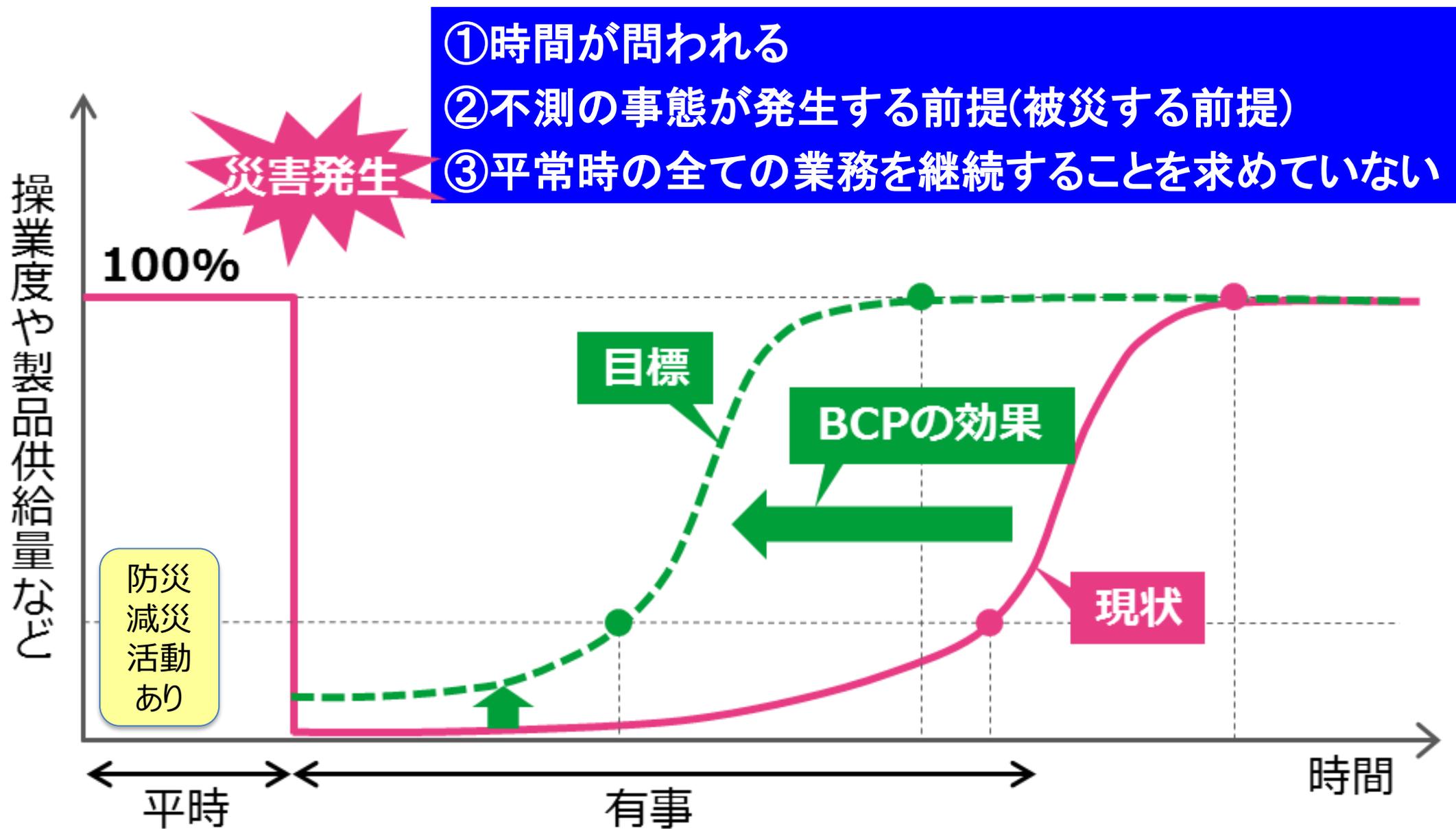
1.2 事業継続力とは？

企業の事業継続力は、ソフト、スキル、ハードの3要素により決まる

- これらの3要素をPDCAサイクルの中で確保・維持・向上する取組みがBCM
- BCMの導入にあたっては、BCPを策定し(ソフト対策)、策定したBCPに基づき訓練を実施し、ハード対策も実施する。



1.3 事業継続（BCP）の取り組み



1.4 防災とBCP（事業継続）との時間的關係

- 災害発生直後は、人命の安全を確保するため、二次災害防止、負傷者対応、安否確認等「初動対応マニュアル」に従い活動します。
- 初動対応が一段落ついた後、「BCP(事業継続計画)」に従い重要業務を継続（もしくは早期復旧）します。



1.5 大規模災害時に経営者が確認したいこと(赤が初動、青はBCP)

1. 従業員とその家族は無事か?
2. 当社の被害はどの程度か?
3. 近隣の皆様にご迷惑を掛けないか
4. 世の中とインフラの被害はどの程度か?
5. お客様に迷惑を掛けないか?
(お客様に製品・サービスを届けられるのか)

1.6 防災とBCP（事業継続）との目的別違い

防災と事業継続(BCP)の違い

	防災	事業継続(BCP)
目的	身体の安全と財産を守ること	企業を存続させること
考慮すべき事象	拠点がある地域で発生することが想定される災害	自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象(インシデント)
単位・範囲	拠点単位	事業単位(拠点横断) ~ サプライチェーン全体(顧客や調達先等)
主体	防災部門、総務部門、施設部門等、特定の防災関連部門	経営者を中心に、事業部門、調達・販売部門、サポート部門(経営企画、情報システム等)が横断的に取り組む
重要視される事項	<ul style="list-style-type: none"> 従業員等の安否を確認し、被災者を救助・支援すること 被害を受けた拠点の被害を確認し復旧すること 	<ul style="list-style-type: none"> 重要業務の目標復旧時間・目標復旧レベルを達成すること 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること 収益を確保し企業として生き残ること
文書	消防計画書、防災マニュアル 等	事業継続計画書(BCP)

1.7 お客様に対する供給責任を果たすための活動がBCP だから必要

「防災・減災」は従業員・家族のため
「BCP」はお客様のため（供給責任）

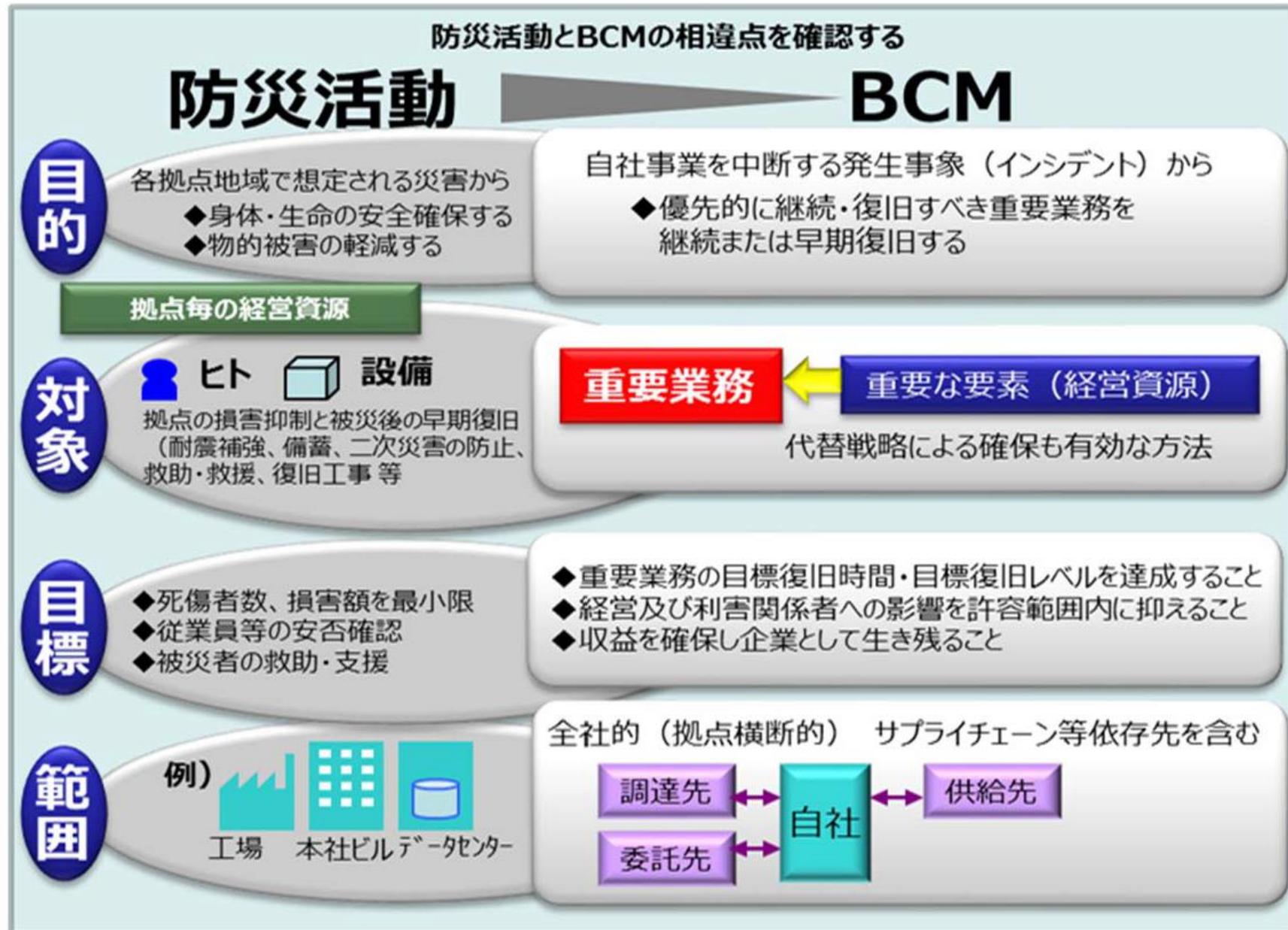
お客様への供給継続＝企業の存続意義そのもの

今、コロナと共存時代では・・・

＊「コロナ前に戻るのではなく、コロナをきっかけにビジネスを進化させる。」が求められるレジリエンス経営

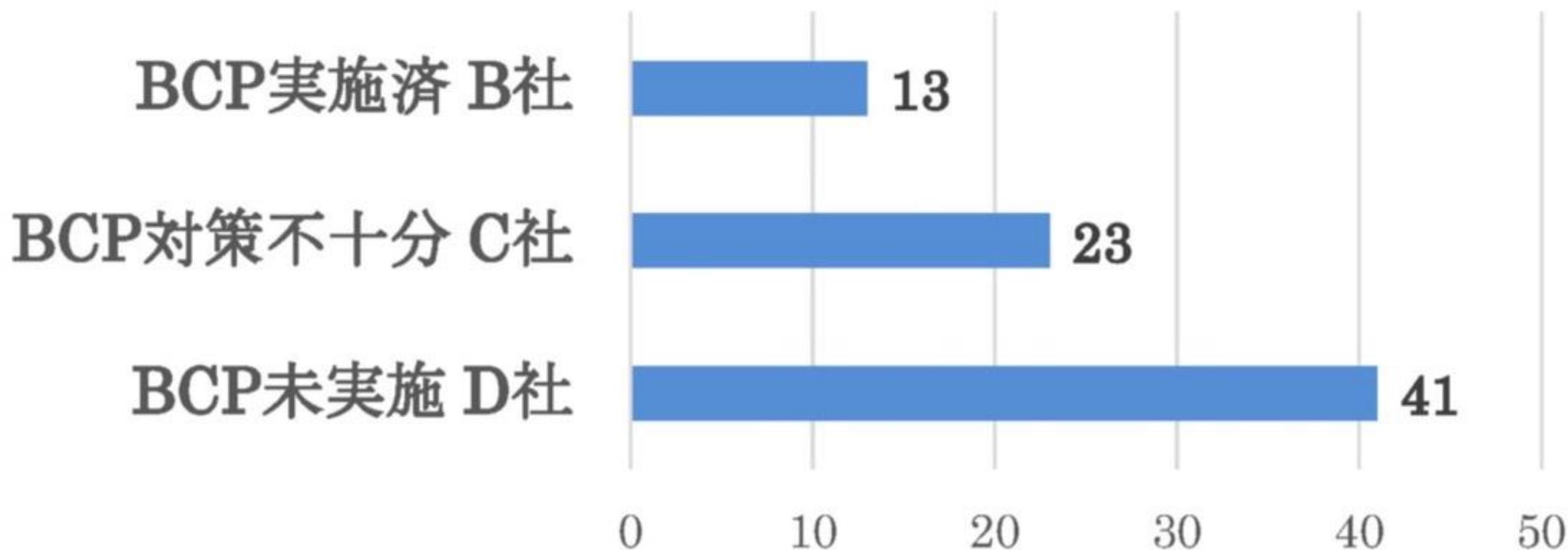
＊ Withコロナ時代に勝負する：大企業での「安定」から、地方発の「挑戦」へ

1. 8 防災とBCP（事業継続）との関係イメージ



1.9 熊本地震におけるBCPの有無による再開時間の差

被災～生産再開までの日数



2. 中小企業強靱化法における
事業継続力強化計画とBCPとの違い
および今回のインセンティブ

2.1 2019年7月施行 中小企業強靱化法のポイント

1. 中小企業強靱化法

「中小企業の事業活動の継続に資するための
中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」

2. 事業継続力強化計画作成による経済産業大臣認定制度(BCPではない?)

3. 税制上の優遇措置

4. 低金利融資(日本政策金融公庫)

5. ものづくり補助金又は持続化補助金の優先採択

6. 保証枠の拡大(静岡県信用保証協会等)

7. 自家用発電機の補助金 今年度は終了 15億円配布

令和元年度の補正予算として自家発補助金があり、5月11日申請開始
6月末申請締め切り、申請されていない企業・団体は次年度の補正予算に期待

2.2 中小企業強靱化法の概要

法律は2019年7月16日に施行

中小企業強靱化法（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律）

- 本研究会における検討結果を踏まえ、**中小企業の災害対応力を高める**ため、「**中小企業強靱化法案**」を本通常国会に提出し、5月29日に**成立**。**この夏の施行**に向け、準備を進めている。

① 中小企業の防災・減災対策の強化（中小企業等経営強化法の改正）

(1) 国による**基本方針**の策定

- ① 中小企業が行う事前対策の内容
- ② 中小企業を取り巻く関係者※に期待される協力

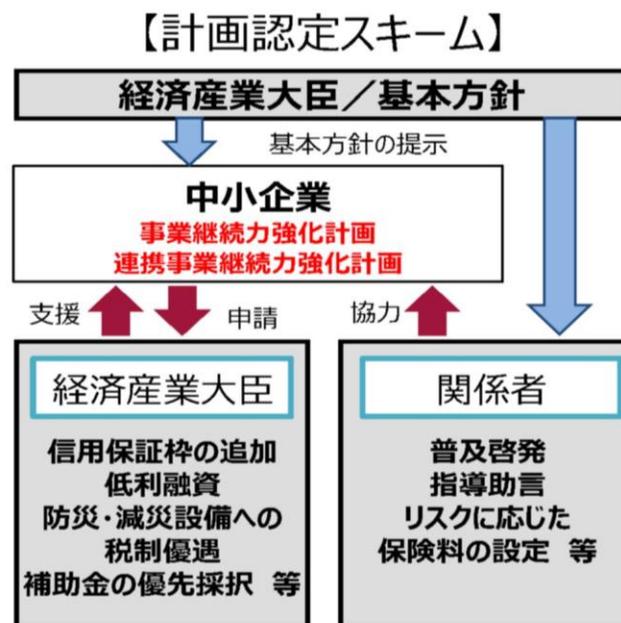
(2) 経産大臣による防災・減災対策に関する**計画**の認定

- ① 中小企業が単独で行う「事業継続力強化計画」
- ② 複数の中小企業が連携して行う「連携事業継続力強化計画」

(3) 認定計画に基づく取組に対する**支援策**

- ① **税制優遇**（防災・減災設備への税制優遇の創設）
- ② **補助金採択に当たっての優遇** ③ **金融支援**（信用保証、低利融資等）

(4) 国、地方自治体、関係者の**協力**（努力規定）

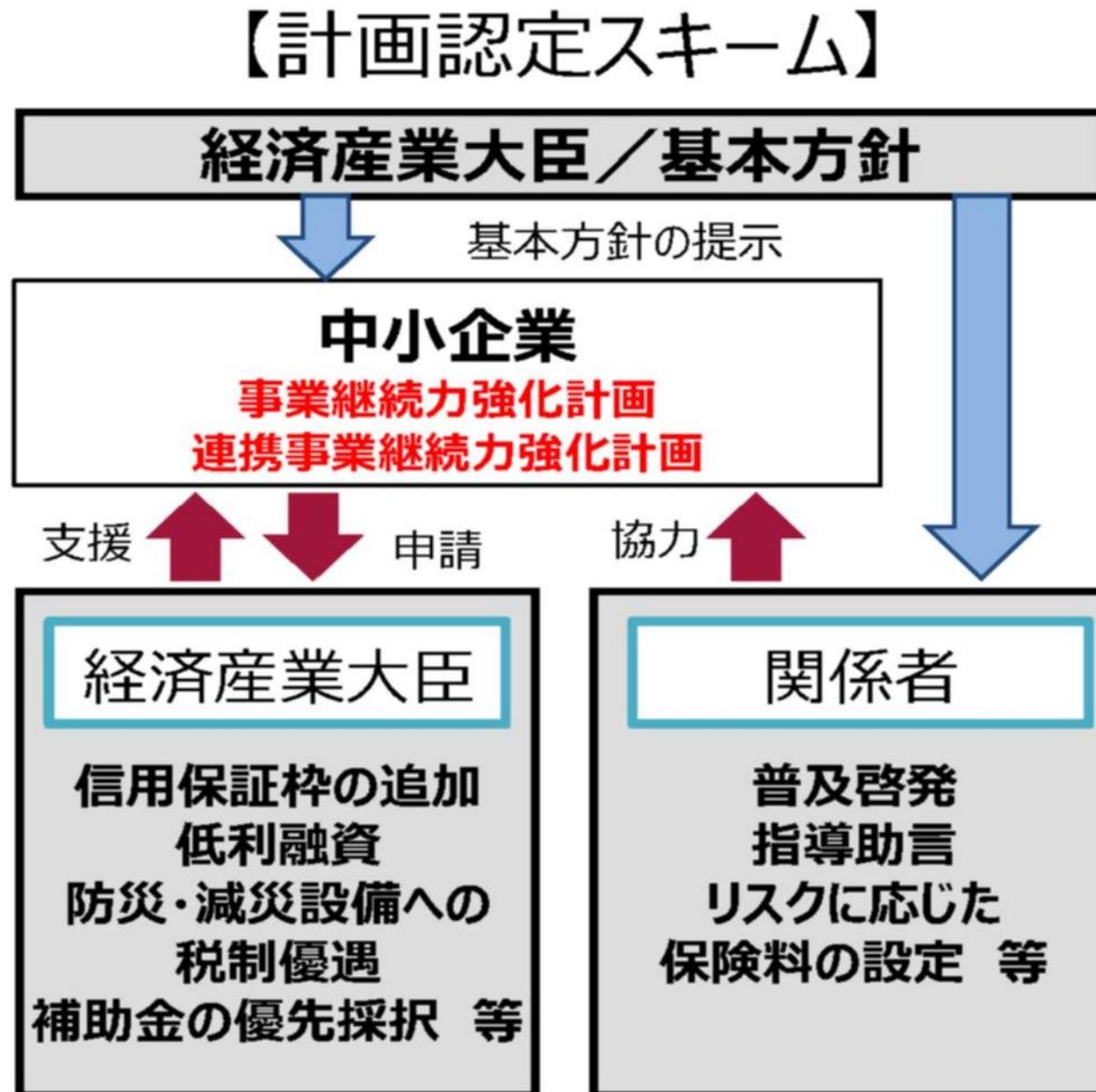


② 商工会・商工会議所による支援体制の強化（小規模事業者支援法の改正）

- 商工会・商工会議所の業務として普及啓発や発災時の対応を明確化（「**支援計画**」として策定）

次ページに
拡大版掲載

2.3 計画認定スキーム



2.4 事業継続力強化計画とBCPの違い

参考：防災・減災対策における事業継続力強化計画の位置づけ

○ 本計画の策定は、事業者が事業継続力獲得に向けて継続的に取り組むための第一歩。

できる認証
レジリエンス認証
やISO22301

事業継続力の獲得（目指す姿）

- ①自然災害等の脅威発生時の甚大被害発生の確率減少
- ②被害発生時の迅速な対応行動の実現
- ③甚大被害発生時にも復旧可能な財務体質や支援体制の確保
- ④現実的な継続的改善のプロセスの定着

事業継続計画（BCP）

- ①重要業務と目標復旧時間の決定（ただし必要に応じて）
- ②事業継続戦略（復旧・代替・お互い様など）
- ③業務復旧・再開対応体制と再開プロセスの明確化
- ④継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定

事業継続力強化計画（認定対象）

- ①事業継続力強化の必要性の認識
- ②脅威と発生時の被害発生の認識
- ③必要な事前対策（防災＋事業継続、訓練の実施を含む）の抽出と実施計画策定
- ④初動対応体制と行動プロセスの明確化
（人命安全確保～被害状況把握～顧客報告）

対策の実施と訓練による改善

やるき認定

2.5 支援策の内容（税制優遇・金融支援・補助金等）

① 防災・減災対策の促進に向けた支援策（税・金融措置・補助金）

- 事業継続力強化計画の認定を受けた者に対し、税制措置・金融支援を講ずるとともに、補助金採択に当たって優遇。

税制優遇

○ 中小企業防災・減災投資促進税制

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の設備投資に対する特別償却(20%)

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

【具体例】

- ✓ 機械装置（100万円以上）
：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品（30万円以上）
：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）
：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

金融支援

○ 信用保証

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の信用保険の保証枠を別枠追加。

○ 日本政策金融公庫・BCP融資の拡充

津波、水害及び土砂災害に係る要対策地域に所在する者の土地に係る設備資金について、貸付金利を引き下げ。

加えて、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の防災に係る設備資金の貸付金利を基準金利から引き下げ。

補助金等

○ 補助金採択にあたっての優遇

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が補助金採択にあたって加点措置が受けられるなどの措置を検討中。

○ 自家用発電設備等導入への補助

大規模災害時等の停電に備え、中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費の一部を補助。

2.6 防災・減災投資促進税制(特別償却20%)

支援措置①-1 中小企業防災・減災投資促進税制 (法人税・事業税・所得税)

- 中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、**自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備**に対して、**特別償却(20%)**を講じる。
- 認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

改正概要

【適用期限：令和2年度末まで】

通常の減価償却とは別に
20%の損金処理
通常の減価償却にオン

税制の概要

【対象者】

(連携)事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

<対象設備>

- ✓ 機械装置(100万円以上)：自家発電機、排水ポンプ等
- ✓ 器具備品(30万円以上)：制震・免震ラック、衛星電話等
- ✓ 建物附属設備(60万円以上)：止水板、防火シャッター、排煙設備等

【税制措置の内容】

対象設備への投資に対する特別償却(20%)を講じる。

【税制措置のスキーム】

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

① (連携)事業継続力強化計画策定

【対象事業者】

・中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

・取組内容・実施期間

・防災・減災設備の内容等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

2.7 金融支援策(信用保険の拡充と低金利融資)

支援措置①-2 金融支援

- 事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業の信用保険の保証枠を別枠追加。
- 津波、水害及び土砂災害に係る要対策地域に所在する者の土地に係る設備資金について、貸付金利を引き下げ。
- 加えて、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の防災に係る設備資金の貸付金利を基準金利から引き下げ。

■ 信用保険の保証枠の別枠追加

保険の種類	普通保険	無担保保険	特別小口保険
別枠追加額	別枠追加2億円	別枠追加8,000万	別枠追加1250万

建物や倉庫の新設含む。
BCPに資することがポイント
最大0.9%利子が安くなる

■ 防災に係る設備資金の金利引き下げ（社会環境対応施設整備資金（BCP関連））

対象	中小企業庁が公表するBCP策定運用指針（以下、中企庁指針という。）に則り策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う中小企業者	貸付限度額及び貸付利率	【中小企業事業】 ○貸付限度額：7億2千万円（うち、運転資金2億5千万円） ○貸付利率：【設備資金※1】2億7千万円まで：基準利率－ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">0.9%</div> 2億7千万円超：基準利率 【運転資金※2】基準利率
取扱金融機関	日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）		【国民生活事業】 ○貸付限度額：7,200万円（うち、運転資金：4,800万円） ○貸付利率：【設備資金※1】基準利率－ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">0.9%</div> 【運転資金※2】基準利率
貸付対象	○設備資金： 施設の耐震化、自家発電設備の設置、倉庫の防火対策、機械の転倒・転落防止対策、データバックアップ設備設置、窓ガラス飛散防止対策など（※建て直し、移転を含む。） ○運転資金： 事業継続に必要な在庫や原材料等の確保、耐震診断費用など		※1 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修を行う者が必要とする設備資金については、貸付利率を基準利率から0.9%引き下げる。 ※2 耐震診断を行うために必要な運転資金及び複数企業連携に係る運転資金については、貸付利率を基準利率から0.4%引き下げる。

2.8 ものづくり補助金、持続化補助金、自家発電導入補助金

支援措置①-3 補助金等による支援

ものづくり補助金 今年から年2回が3ヶ月ごとに変更になった
締切は5月、8月、11月、2月 採択は認定者が優先

補助金等

○補助金採択にあたっての優遇

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が**補助金採択にあたって加点措置が受けられるなどの措置**を検討中。具体的には、**ものづくり補助金**などを想定。

○自家発電設備等導入への補助

大規模災害時等の停電に備え、中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる**自家発電設備等の設置に要する経費の一部を補助**。

中小企業庁：国庫補助金 予算額20億円

平成30年度補正予算

中小企業・小規模事業者の 災害時に備えた自家発電設備等 導入事業 補助金

大規模災害時等に系統電力等の供給が途絶した際に、中小企業者の事業継続体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費を補助します。
※対象設備は、自家発電機、当該設備に接続する石油製品（ガソリン、灯油、軽油、重油、石油ガス）を貯蔵する容器等

■ **補助率**
2/3以内（上限：5,000万円）

■ **補助対象者**
日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者

■ **公募締切**
令和元年6月28日（金）消印有効

■ **補助対象設備**
【自家発電設備】

このチラシは
昨年度のもの、
今年も
内容は同じ

令和2年の自家発電補助金は6月末で締め切られ、246件の申請があり、120件が採択されました。
兵庫県の企業は2件(3件申請)で、最多は静岡県の企業の採択件数が21件でした。採択の加点要素に事業継続力強化計画の認定があります。

2.9 事業継続力強化計画書申請の内容

事業継続力強化計画の内容（事業継続力強化計画様式 ）

- 申請手続を簡素化できるよう、①様式を**数枚程度**にコンパクトにするとともに、②**レジリエンス認証**や**ISO**等を取得している場合、**当該資料を添付すれば、一部記載を省略できる**こととする。
- また「**作成指針**」や「**作成の手引き**」等の**マニュアル**を整備するとともに、**作成をハンズオンで支援**。

計画記載事項（案）

(1) 事業継続力強化の目標

- － 事業継続力強化の目的
- － 自然災害等の想定
- － 自然災害等が事業活動に与える影響（レトリエナランス情報）

(2) 事業継続力強化の取組

- － 自然災害等が発生した場合の対応
- － 人員体制の整備
- － 事業継続力強化計画の策定
- － リスクファイナンス
- － 重要情報の保護
- － 協力者の名称・情報
- － 実効性確保のため

(3) 実施時期

(4) 計画実施に必要な事項

(5) その他

- － 関係法令（独禁法）
- － レジリエンス認証、ISO等
- － 中小企業庁BCPガイドライン
- （※）これらに該当する場合は記載を省略できる

◆ 2019年7月以降の認定社数

全国	1,775社
①東京	1,180社
②大阪	1,065社
③愛知	825社
④静岡	747社
⑤兵庫	645社
⑥神奈川	504社
⑦埼玉	404社
⑧千葉	305社

申請書様式のイメージ

（別紙）
事業継続力強化計画

1. 名称等
事業者の氏名又は名称 _____
代表者の氏名及び住所 _____
業本全又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____
業種 _____
法人番号 _____ 設立年月日 _____

2. 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	
事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を及ぼす自然災害等の想定	
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	（人員に関する影響）
	（建物・設備に関する影響）
	（資金繰りに関する影響）
	（債権に関する影響）
	（その他の影響）

2.10 事業継続力強化計画策定の手引き(単独・連携)



令和2年6月15日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 事業継続力強化計画 策定の手引き

目次

- 0. 手引きの構成
- 1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式
- 2. 制度の概要
 - (1) 事業継続力強化計画認定制度とは
 - (2) 制度活用の流れ
 - ・計画認定を受けられる対象企業
 - ・準備から認定まで
- 3. 計画策定の手順
 - (1) 申請に向けた検討ステップ
 - (2) 単独型申請書様式の記載方法
- 4. ご利用可能な支援措置
 - (1) 金融支援
 - (2) 税制措置
- 5. よくあるご質問
- 6. ホームページ・問い合わせ先・更新履歴



令和2年6月15日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 連携事業継続力強化計画 策定の手引き

目次

- 0. 手引きの構成
- 1. 連携事業継続力強化計画に係る認定申請書様式
- 2. 制度の概要
 - (1) 事業継続力強化計画認定制度とは
 - (2) 制度活用の流れ
 - ・計画認定を受けられる対象企業
 - ・準備から認定まで
- 3. 計画策定の手順
 - (1) 申請に向けた検討ステップ
 - (2) 連携型申請書様式の記載方法・対策事例
- 4. ご利用可能な支援措置
 - (1) 金融支援
 - (2) 税制措置
- 5. よくあるご質問
- 6. ホームページ・問い合わせ先

中小企業庁のホームページに入り、サイト内検索で「事業継続力強化計画」と入力すると、策定の手引き、申請書、関連資料がダウンロードできます。

2.14 普及啓発に向けた取り組み（サプライチェーンにおける親会社と地方自治体に期待される役割）

各ステークホルダーに期待される役割①

- 「**基本方針**」に基づき、**親企業・地方自治体・損害保険会社・地域金融機関**といった各ステークホルダーには、以下のような役割が期待される。

① サプライチェーンにおける親企業

- 親事業者の働きかけが下請中小企業にとって過大な負担とならないよう、十分な配慮の上で、下記のような取組を行うことが期待される
- 取引先中小企業へのセミナー等を通じた**普及啓発**
- 事前対策の実施支援、下請協力会や業界単位での取組の支援
- チェックシートに基づく事前対策の点検、**助言・支援**
- 被害状況把握のための**コミュニケーション**の実施
- 人的・技術支援による**復旧の支援**
- 納期の猶予**、国の補助金等の**被災支援策の斡旋**、操業再開した取引先に**新規案件の優先的紹介**などによる事業継続・復興支援

② 地方自治体（都道府県・市町村）

- 地域の総合的な経済団体である商工会・商工会議所と連携し、下記のような取組を行うことが期待される。
- 認定制度活用促進のための**普及啓発**や独自の**インセンティブ付け**
- BCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置
- 地域の商工団体や大学等と連携した取組（**自然災害時の体制構築、人材育成等**）
- 独自の認証制度と**公共調達等との連動**
- 防災・減災に関する取組の**顕彰**

2.15 普及啓発に向けた取り組み（損害保険会社と地域金融機関に期待される役割）

各ステークホルダーに期待される役割②

③損害保険会社

○中小企業の保険加入の状況は、必ずしも十分ではない。地震保険は加入率が低く、水災保険の加入率は高いが、カバー率は低い。この現状を踏まえ、下記のような取組が期待される。

- 事前対策の取組状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定
- ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援
- 災害に対応した新たな保険商品の開発・販売（オールリスク補償型商品、実損補償型商品）
- 大規模自然災害発生後の契約見直しの懇話（ニーズ再確認・補償条件の見直し提案）
- 地方自治体との包括連携協定の締結（講習会の運営への協力等）

④地域金融機関

○個々の経営判断の中で、中小企業のニーズにきめ細かく対応する融資条件を設定するなどの取組を行うことが期待される。

- 災害対策の普及啓発
- 事前対策に必要な資金の融資・融資期間の延長
- 災害時に備えた事前の資金繰り相談・コミットメントラインなどの対応
- 被災した中小企業のニーズに対応し、融資条件を変更するなど、機動的かつ柔軟な対応
- 自然災害発生時に、借入金の元本返済を免除する融資プランの提供

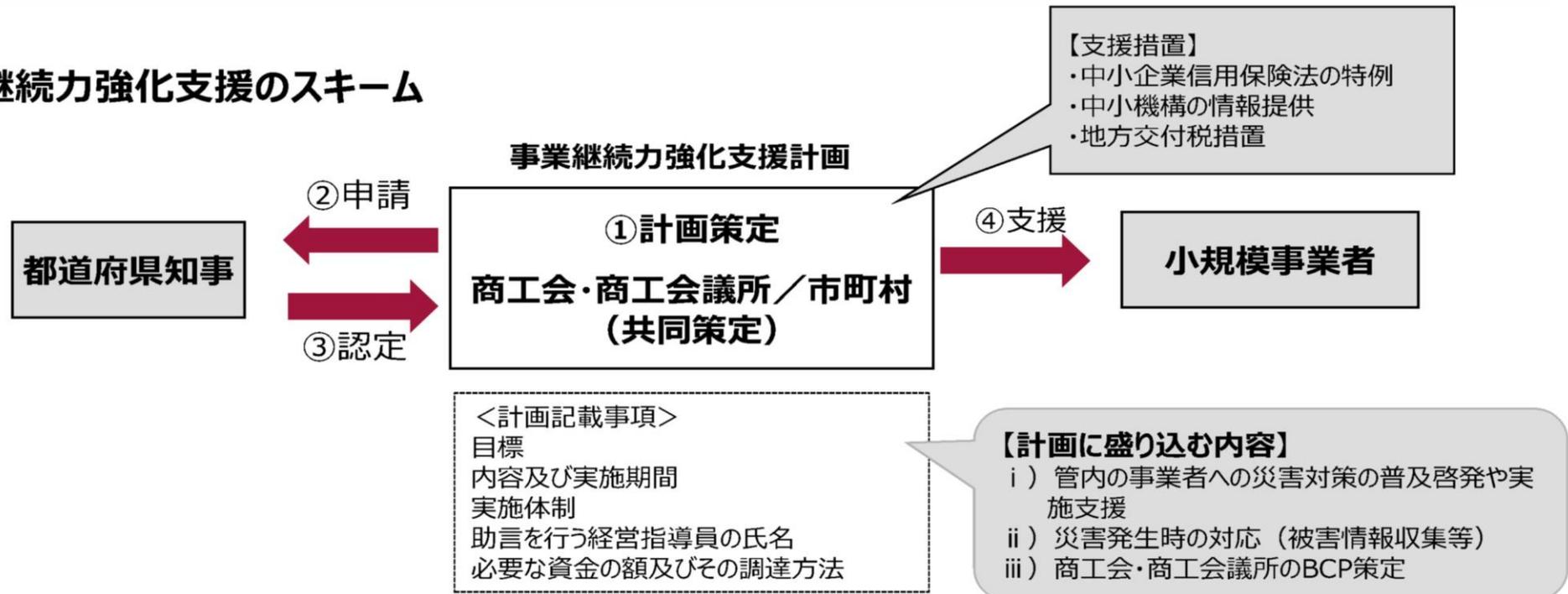
2.16 普及啓発に向けた取り組み

(都道府県認定制度 市町村と商工三団体の小規模事業者支援対策)

②商工会・商工会議所による事業継続力強化の支援（小規模事業者支援法の改正）

- 商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、**事業継続力強化のための支援を行う計画（事業継続力強化支援計画）**を策定し、都道府県知事が認定。

事業継続力強化支援のスキーム



事前対策

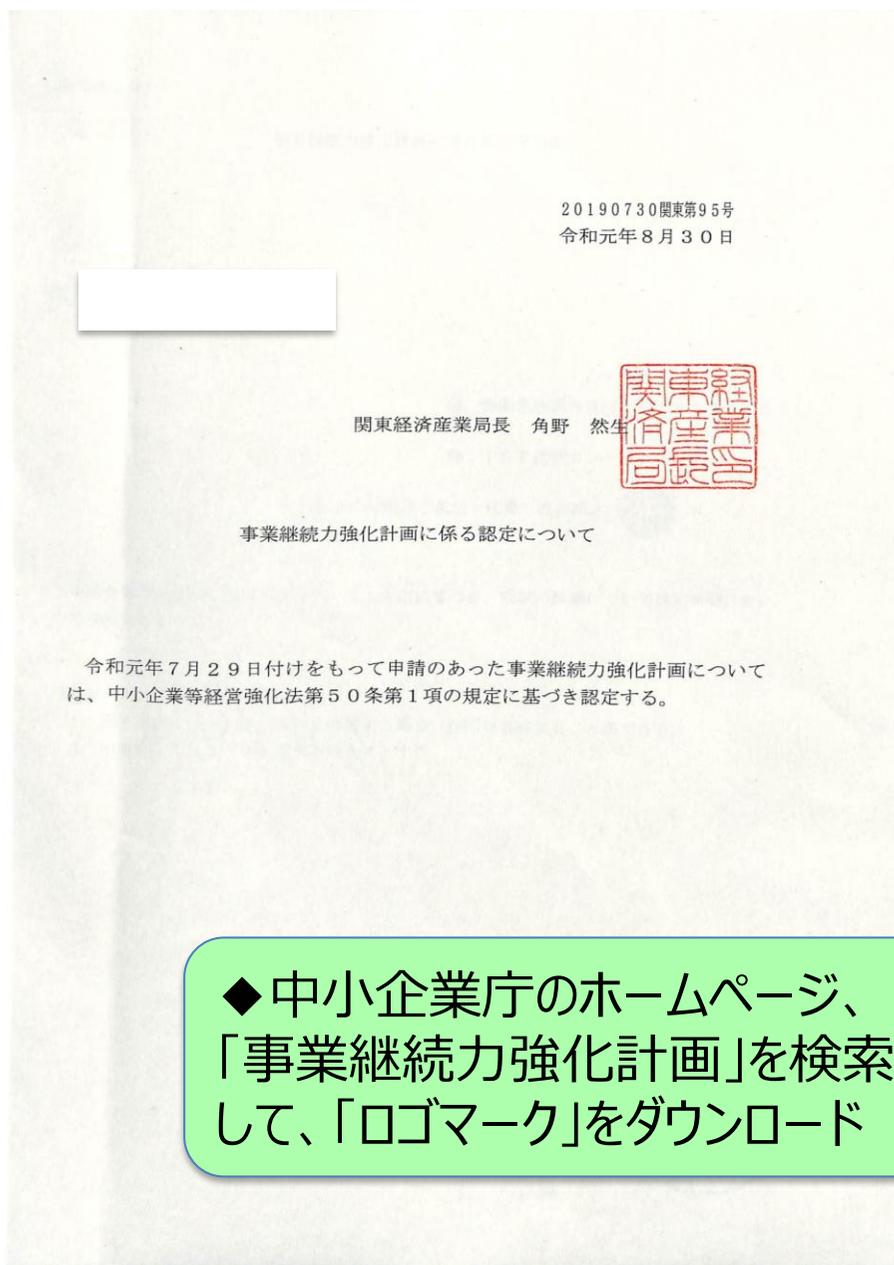
帯広商工会議所は、帯広市、北海道経済産業局の協力のもと、大規模災害時に地域住民の健康に直接影響を与え得る薬局のBCP策定の推進ため、セミナーを開催。

事後対策

九州・沖縄ブロックの商工会連合会が日本公庫・沖縄公庫を含む災害発生時の情報収集、復旧に向けた連携協定を締結。



2.17 認定通知書とロゴマーク（名刺、会社案内、ホームページに使用可です）



3. 事業継続力強化計画と 「ものづくり補助金」

3.1 ものづくり補助金 表紙 (ものづくり補助金事務局資料)

昨年度のものづくり補助金は20,000件応募があり、9,500件採択されました。兵庫県でも400社が採択されました。

＼経営革新に投資するチャンス！／

経費の1/2(特別枠・小規模事業者は2/3)を最大**1,000万円**まで補助！

令和元年度・令和二年度補正予算事業

ものづくり・商業・サービス補助金

公募要領

【概要版】
一般型／2次締切分

新商品の試作品を開発したい！

新たな生産ラインを導入したい！

知財を取得し、新サービスを立ち上げたい！

専門家や副業・兼業人材を活用したい！

2020年5月1日
ものづくり補助金事務局

資料作成協力：一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

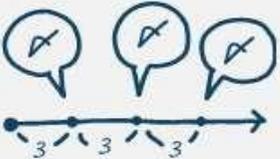
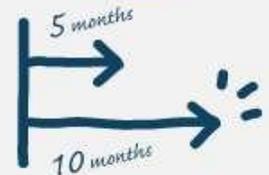
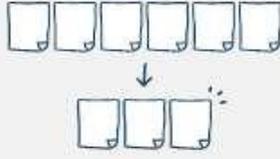
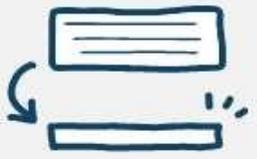
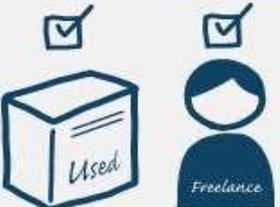
※本資料は令和元年度・令和二年度ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業・公募要領の概要版です。応募にあたっては、必ず正式な公募要領をご覧ください。

3.2 ものづくり補助金

今年から年2回が3ヶ月
毎になった。締切は5月、
8月、11月、2月

「ものづくり補助金」が劇的変化！

10の
ポイント

<p>01 通年で公募 3ヶ月おきに締切</p> 	<p>02 事業実施期間が 倍増</p> <p>5 months 10 months</p> <p>5ヶ月→10ヶ月</p> 	<p>03 必要な添付書類が 半分に</p>  <p>最大16点（必須6点） →最大8点（必須3点）</p>	<p>04 公募要領の厚みが 4分の1に</p>  <p>86ページ→21ページ</p>	<p>05 あらゆる手続きが 100%電子化</p>  <p>70以上の補助金が共通 システム上で手続き可</p>
<p>06 対象経費を明確化</p>  <p>中古設備、副業兼業人材 を活用しやすく</p>	<p>07 賃上げ要件の追加</p>  <p>付加価値向上の成果を 従業員に還元</p>	<p>08 ルーキー優遇</p>  <p>過去に交付決定を 受けた者を減点</p>	<p>09 新型コロナウイルス 対応の特別枠を創設</p>  <p>補助率UP+経費拡充 +事前着手+要件緩和</p>	<p>10 収益納付を免除</p>  <p>十分な賃上げをした場合 等は収益納付を免除</p>

3.3 ものづくり補助金

「ものづくり補助金」とは？

中小企業が経営革新のための設備投資等に使える

1,000万円・補助率 1 / 2 (特別枠・小規模事業者なら 2 / 3) の補助金です。

経営革新の類型

A1 新商品(試作品)開発 例 避難所向け水循環型シャワーを開発	A2 新たな生産方式の導入 例 作業進捗を「見える化」する生産管理システムを導入
B1 新役務(サービス)開発 例 仮想通貨の取引システムを構築	B2 新たな提供方式の導入 例 従業員のスキルに応じて顧客をマッチングするシステムを導入

これまでの実績



3.4 ものづくり補助金

新型コロナウイルス対応の「特別枠」を創設！

「特別枠」のメリット

01

補助率が $1/2 \rightarrow 2/3$

1次締切の採択を辞退すれば
2次締切に申請可能

02

優先的に採択

特別枠で不採択になっても
通常枠で優先的に採択

03

- ・補助対象の遡及適用
- ・営業費用を補助対象に
- ・申請要件の緩和
(付加価値向上・賃上げの達成
年限を1年猶予)

「特別枠」の申請要件

新型コロナウイルスの影響を乗り越えるため、経費の $1/6$ 以上を以下に投資すること

A

サプライチェーンの
毀損への対応

製品供給継続のための設備投資等

B

非対面型ビジネスモデルへの
転換

非対面・遠隔サービスに必要な投資

C

テレワーク環境の整備

テレワークに必要なシステム構築等

感染症対策にも
活用できる

3.5 ものづくり補助金

申請に必要な書類は？

01

事業計画書

(具体的取組内容、将来の展望、数値目標等)

※様式自由、A4で10ページ程度

02

賃金引上げ計画の表明書

(直近の最低賃金と給与支給総額を明記し、それを引き上げる計画に従業員が合意していることがわかる書面【様式1】)

03

決算書等

(直近2年間の貸借対照表・損益計算書等)

04

その他加点に必要な資料 (任意)

成長性加点：経営革新計画承認書

政策加点：開業届 又は 履歴事項全部証明書
(創業又は第2創業の場合)

災害等加点：(連携) 事業継続力強化計画認定書
自然災害による被害状況等証明書 (様式2)

賃上げ加点：特定適用事業所該当通知書
(被用者保険の適用拡大を行う場合)

事業継続力強化
計画認定書がある
と優先採択の加点

※別途、基礎的な企業情報等は、電子申請システムに直接入力

3.6 ものづくり補助金

どんな事業計画が必要？

付加価値額・賃上げ要件

以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。

01

事業者全体の付加価値額※1
を年率平均3%以上増加

02

給与支給総額※2を
年率平均1.5%以上増加

03

事業場内最低賃金
(事業場内で最も低い賃金)を
地域別最低賃金+30円以上
の水準にする

※1 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの。

※2 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与等は含み、福利厚生費や退職金は除く）。

※ 今般の新型コロナウイルスの影響を受けた事業者（特別枠の事業者）については、補助事業実施年度に感染症の影響を受けることを想定して、上記の賃上げ及び付加価値額増加の目標を据え置きし、その翌年度から3～5年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能です。

申請要件に反する場合の返還規程

申請時点で、賃上げ計画を従業員へ表明していないことが発覚した場合は全額返還

事業計画終了時点で給与支給総額要件が未達の場合、「残存簿価等×補助金額／実際の購入金額」を返還

毎年度末（毎年3月）時点で最低賃金要件が未達の場合、「補助金額／計画年数」を返還

※付加価値額が目標通りに伸びなかった場合、「給与支給総額増加率>付加価値増加率/2」であれば免除。天災など事業者の責めに負わない理由がある場合も免除。

※給与支給総額増加率に代えて、一人当たり賃金の増加率を用いることも可能。

※付加価値増加率<1.5%の場合や、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は免除。

3.7 ものづくり補助金

生産性向上のための最新鋭の機械の導入に活用

どんな経費が補助できる？

<p>機械装置・システム構築費 ※</p> 	<p>①機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③改良・修繕又は据付けに要する経費</p> <p>※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。 ※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。</p>	<p>外注費 ◎</p>	<p>新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費</p> 
<p>運搬費</p>	<p>運搬料、宅配・郵送料等に要する経費</p> 	<p>専門家経費 ◎</p> 	<p>本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</p> <p>※ 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることが可能。(謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要(ただし、1日5万円を上限)。)</p>
<p>技術導入費 ▲</p>	<p>知的財産権等の導入に要する経費</p> 	<p>クラウドサービス利用費</p>	<p>クラウドサービスの利用に関する経費</p> 
<p>知的財産権等関連経費▲</p>	<p>特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等</p> 	<p>原材料費</p>	<p>試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費</p> 

クラウドサービスの経費などは活用可能

▲：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1
◎：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1
※：機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額は500万円(税抜)
！：人件費や土地・建物の費用は補助対象外

※特別枠では、**広告宣伝・販売促進費も対象**

3.8 ものづくり補助金

どういう観点で審査される？

審査項目

A

技術面

- ① 取組内容の革新性
- ② 課題や目標の明確さ
- ③ 課題の解決方法の優位性
- ④ 技術的能力

B

事業化面

- ① 事業実施体制
- ② 市場ニーズの有無
- ③ 事業化までのスケジュールの妥当性
- ④ 補助事業としての費用対効果

C

政策面

- ① 地域経済への波及効果
- ② ニッチトップとなる潜在性
- ③ 環境配慮性
- ④ 新型コロナウイルス対応の有効性（特別枠の場合）

加点項目

①成長性加点

有効な期間の経営革新計画の承認を取得した（取得予定の）事業者

②政策加点

創業・第二創業後
小規模事業者 又は 間もない事業者
(5年以内)

③災害等加点

③-1「新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために設備投資等に取り組む事業者（特別枠の申請者）」又は「令和元年度台風15号及び台風19号等の被災事業者（激甚災害指定地域に所在する者に限る）」
③-2「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した（取得予定の）事業者」

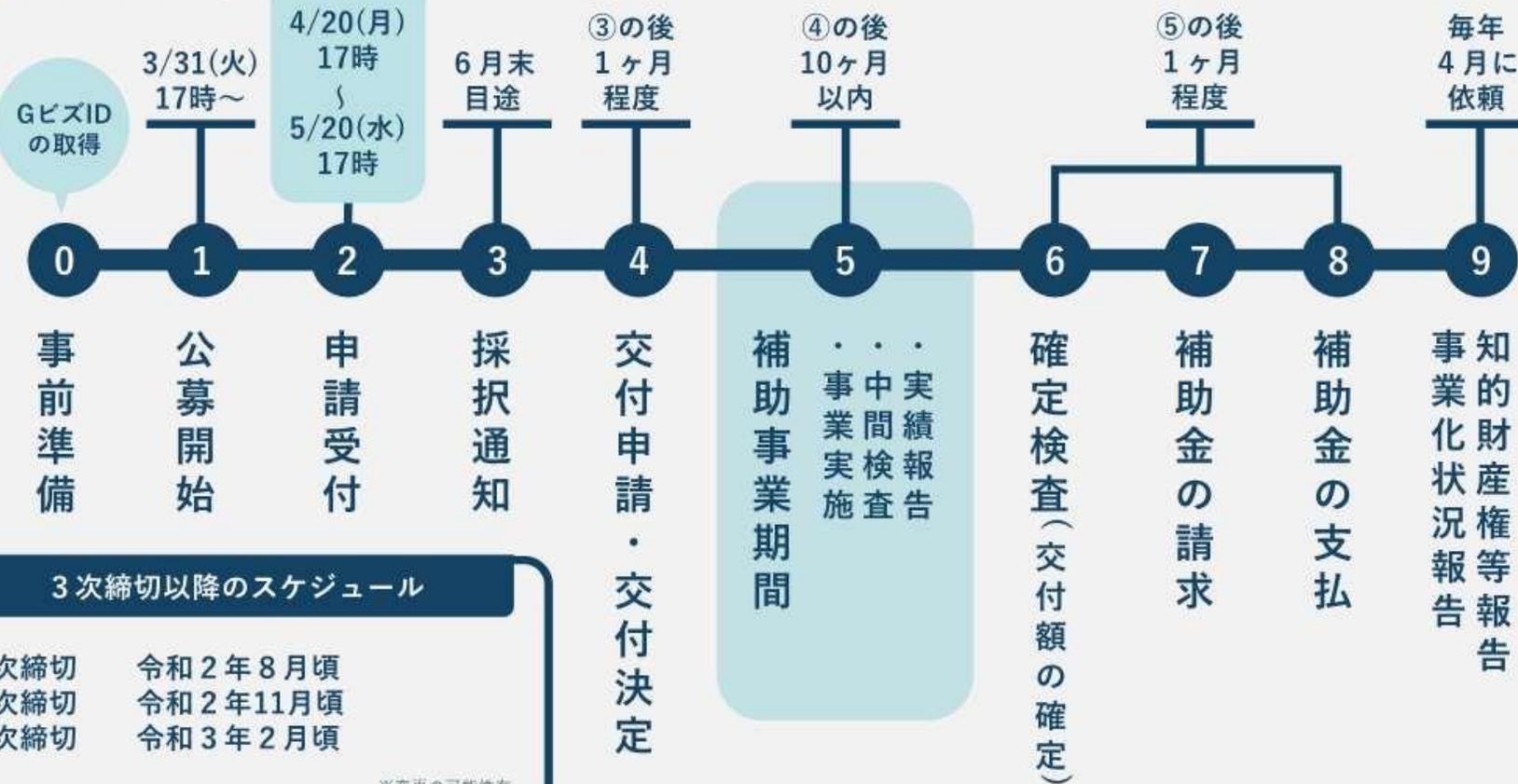
④賃上げ加点等

④-1「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均2%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+60円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」又は「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」
④-2「被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合」

3.9 ものづくり補助金

受給までの手続きとスケジュールは？

2次締切の場合



3次締切以降のスケジュール

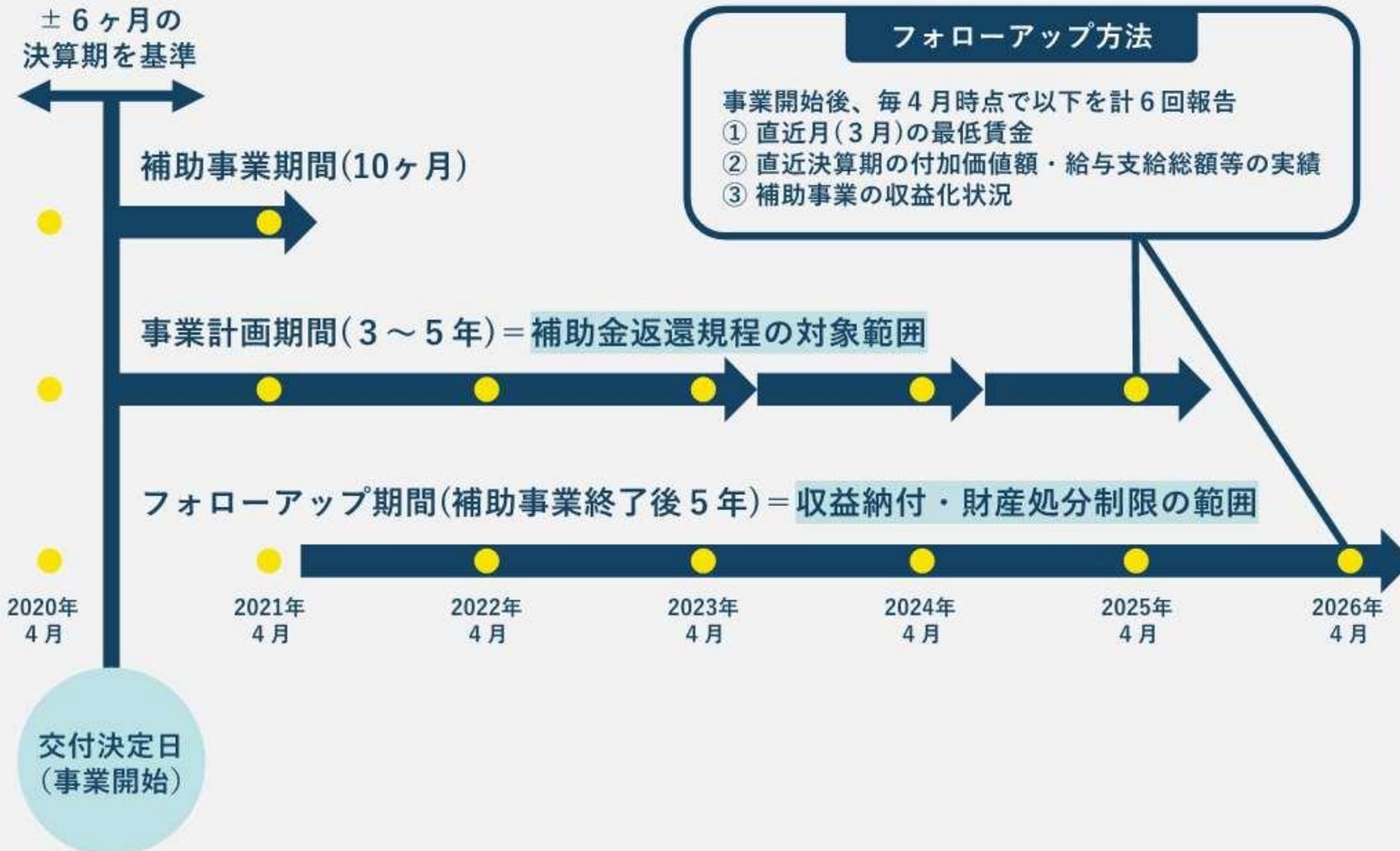
3次締切 令和2年8月頃
4次締切 令和2年11月頃
5次締切 令和3年2月頃

※変更の可能性有

※上記全ての手続きは100%電子化

3.10 ものづくり補助金

参考 補助事業実施後のフォローアップスケジュール



3.11 ものづくり補助金

よくあるご質問・FAQ

Q1

全体の予算額は？
各締切毎の採択数は？

A. 本事業は、令和元年度補正予算3,600億円及び令和二年度補正予算700億円の一部として実施するものです。「生産性革命推進事業」の他の事業と厳密な内訳はなく、制度変更の状況や中小企業の取組み状況に応じて柔軟に予算を配分していく予定です。

Q2

採択倍率は？
締切毎に有利・不利はある？

A. 採択倍率は申請の状況によって変化しますが、これまでに実施した同補助金では、2～3倍で推移してきました。各締切分で倍率が変動することはありえますが、仮に不採択であっても、次の締切にご申請いただくことは可能です。特別枠は優先的に採択されます。

Q3

5次締切以降の
公募スケジュールは？

A. 現時点では未定です。円滑に事業を実施した結果として、予算に残余が生じた場合、令和3年度以降に繰り越す可能性もございます。

Q4

審査項目の配点は？

A. 詳細な配点は非公開とさせていただきますが、審査員が、事業計画を技術面及び事業化面を中心に評価し、採択案件を決定します。

Q5

「グローバル展開型」「ビジネスモデル構築型」の公募は？

A. 「グローバル展開型」「ビジネスモデル構築型」については、公募開始に向けた準備を進めているところです。可能な限り早期の公募開始に努めますので、今しばらくお待ち下さい。

Q6

人件費や土地・建屋の
費用は対象？

A. 本補助金の対象経費に、人件費や土地・建屋の費用は含まれません。事業実施場所を予め確保いただき、その場で実施する事業のための設備投資等が補助対象となります。

3.12 ものづくり補助金

関連サイト・お問い合わせ先

関連サイト

ものづくり補助金HP



<http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

生産性革命推進事業HP



<https://seisansel.smri.go.jp>

中小企業対策関連予算



<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

JGrants



<https://jgrants.go.jp/>

gBizID



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

お問い合わせ先

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、コールセンターの体制を大幅に縮小していますので、問い合わせは、原則、電子メールにてお願いします。

ものづくり補助金事務局サポートセンター

monohojo@pasona.co.jp

電話受付時間 10:00～17:00(土日祝を除く)：050-8880-4053 ※体制縮小により、大変繋がりにくくなっています。

上記サポートセンターの職員が不適切な対応を行った場合や、申請支援者とのトラブルについて通報いただく場合は、以下の窓口までご連絡ください。(一般的な応募に関するお問い合わせは、上記サポートセンターをご活用ください。)

トラブル通報窓口

[houkoku-mh@mail.chuokai.or.jp](mailto:hokoku-mh@mail.chuokai.or.jp)

電話受付時間 10:00～12:00/13:00～17:00(土日祝を除く)：03-3523-4906 ※体制縮小により、大変繋がりにくくなっています。

4. 事業継続力強化計画の 認定申請書を策定してみよう

4.1 よくある質問 その1

- 申請書の様式はどこで入手できますか？
- ◆ 中小企業庁ホームページの「事業継続力強化計画」と入力すると申請書、策定の手引きなどがダウンロードできます。

- 申請書はどこへ提出しますか？
- ◆ **兵庫県の企業**は近畿経済産業局長あてに提出します。

近畿経済産業局産業部中小企業課

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

電話06-6966-6023

4.2 よくある質問 その2

- 申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか？
- ◆ 最長認定期間は4 5日です。早いと2～3週間で認定されています。
- 認定を受けた事業者は、事業者名などが公表されますか？
- ◆ 認定を受けた企業は中小企業庁のホームページかにおいて事業者名と住所等を公表します。申請内容は公表されません。
- 事業継続力強化計画はいつまでに申請すればよいですか？
- ◆ 期限はありませんが、ものづくり補助金や自家発補助金の申請時に認定通知書の写しが必要となります。

4.3 申請書の策定 申請に必要な書類

① 申請書（原本）

② チェックシート

③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類

※BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）を既に策定済である等、事業継続の取組が既にある場合は、その取組がわかる書類を参考として添付いただき、申請書ではそちらを参照する旨記載いただく形で申請いただくことが可能です。

④ ~~①～③の電子データが格納されているCD-R・・・不要になりました~~

⑤ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

4.4 申請書のチェックシート(同封が必須です)

＜事業継続力強化計画 申請書提出用チェックシート＞			
以下必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付下さい。			
事業者名			Webページ
住所(返送先)	〒		決算月 月
担当者名	電話番号	メールアドレス	
電話番号	FAX番号		
【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「✓」をチェックしてください(該当しない欄には斜線又は「該当なし」を記入)】			
	項目	申請者 チェック	受領側 チェック
I 必要提出書類について			
1	①申請書(原本)、②必要な場合は参考書類、③本チェックシート④返信用封筒(A4の認定通知書を折らずに返送可能なもの、返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください。)、①～③の電子データ(PDFファイル)が格納されているCD-R		
II 申請書の記載事項について ※番号は申請書の項目番号と対応			
表紙	申請書表紙に住所、記名、押印(又は自署)がある。		
表紙	宛先が、主たる事務所所在地を管轄する地方経済産業局等の長になっている。		
1	別紙の名称等の欄に、事業者の氏名又は名称、代表者名及び役職、資本金又は出資の額、常時使用する従業員の数、業種、法人番号13桁(ある場合のみ)、設立年月日を記載している。		
2	自社の事業活動の概要を記載している。		
2	事業継続力強化に取り組む目的を記載している。		
2	自社が事業継続をするにあたり必要な拠点に対し、ハザードマップ等の情報を元に事業活動に影響を与える自然災害等を1つ以上想定し、記載している。		
2	自然災害の発生が事業活動に与える影響について記載している。		
3-1	人命の安全確保について記載している。		
3-1	非常時の緊急時体制の構築について記載している。		
3-1	被害状況の把握、被害情報の共有について記載がされている。		
3-2	事業継続力強化に資する対策及び取組において、A自然災害等が発生した場合における人員体制の整備、B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入、C事業活動を継続するための資金調達手段の確保、D事業活動を継続するための重要情報の保護のうち、少なくとも1つ以上の項目に記載がある。		
3-3	事業継続力強化設備等の種類において、税制措置の適用を受ける場合は導入する設備等の詳細(型式まで)を記入している。確認項目を確認し、チェックをつけている。 税制措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象は中小企業者等(資本金1億円以下等)となります。		
3-4	関係者を記載している場合、「名称」、「住所」、「代表者の氏名」、「協力の内容」の全てについて記載している。		
3-5	平時の推進体制及び、取組について記載している。		
4	実施時期は3年以内である。		
5	必要な資金の額とその調達方法を記載している。(日本政策金融公庫を利用する場合その旨を記載している)		
6	関係法令を遵守していることを確認し、チェックを記載している。		

4.5 作成にあたって・・・

- ◆申請書は5ページですが、ハザードマップを確認しながら、自社を取りまくリスクを認識して、記載していきます。
ヒト、モノ、カネ、情報、お互い様の具体的な対策や実施計画が企業ごと異なります。 経営者が自ら考えて記載ください。
- ・・・認定審査員は内容を確認しますので、不備があると申請書の差し戻しになる可能性があります。また、3年後に更新審査があり、記載した対策の実施状況の確認を求められます。
- ◆今回の認定は「経営者のやる気認定」です。経営者の事業継続に対する熱意を申請書に書いてください。

4.6 申請書の策定 スタート

資料4「事業継続力強化計画策定の手引き」を参照しながら申請を策定してみましよう。

資料2の申請書を右側に、資料4の手引きを左側において講義をお聞きください。

最後に資料5のチェックシートで確認します。

5. 新型コロナウイルス感染症ハンドブック

5.1 検討会とハンドブックについて

中小企業強靱化研究会（第7回）の開催趣旨について（中小企業庁のホームページより）
令和2年7月2日
中小企業庁

1. 自然災害に対する中小企業の備えを強化するため、昨年、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）」を施行した。災害に対する事業者の関心の高まりもあり、**強靱化法施行後8,000件を超える事業継続力強化計画の認定を行った。**
2. こうした中、本年1月、新型コロナウイルス感染症が発生し、インバウンドの激減、海外生産拠点の操業停止、緊急事態宣言の発令に伴う事業活動の制限等により、国内経済はかつてない大きな影響を受けることとなった。中小企業にとって感染症リスクへの対応は、自然災害対応と同等程度に重要であることから、中小企業等経営強化法の「基本方針」を改正し、感染症リスクに備えるための事業継続力強化計画を中小企業等経営強化法の支援対象に追加することとしたい。
3. 併せて、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う指導助言等を基本方針に規定するステークホルダーによる協力事項として追加することとしたい。
4. また、事業者が感染症に関連した計画を作る際に参考となるよう、感染症に対する有効な取組をまとめた「**感染症ハンドブック（冊子）**」を策定するとともに、「**事業継続力強化計画作成指針**」等に感染症に関する必要な記述を追加することとしたい。

5.2 ハンドブックと発行時期について

ハンドブックの名称

「**新型ウイルス感染症の感染拡大時に中小企業が取り組むべき対応**」
(**新型ウイルス感染症ハンドブック**)

中小企業強靱化研究会の確認を経て、7月下旬に発行予定でしたが、省庁間調整等あり、9月下旬予定に変更

今回はポイントの一部をご紹介します。

◆事業継続力強化計画は自然災害と感染症の2つのシナリオで記載いただくことをお勧めします。

これは、昨今の大規模水害や地震に対する対策と新型ウイルス感染症への対策が異なるためです。

5.3 ハンドブックに記載される項目（高橋委員案の一例）

飲食業

発行前なので小職案の一部を例示として記載しました

	平時	海外発生時	国内発生・拡大時	収束時
リスク想定	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報収集（感染症発生の前兆、基礎知識の習得） 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の発生状況を日々確認し、食材・必要物資の入荷の影響を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ正確な情報収集を行い、自粛要請や要請期間による影響を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行経験を踏まえ、次期流行対策のためのリスクや必要物資を想定
事前・事後対策	<ul style="list-style-type: none"> <モノ・サービス> <ul style="list-style-type: none"> ・食材の安定供給 ・防護具（消毒液・マスク等）の準備 ・非接触決済機導入 <カネ> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等と有事の際の資金供給枠設定 ・保険加入 ・内部留保 	<ul style="list-style-type: none"> <ヒト> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策 <モノ・サービス> <ul style="list-style-type: none"> ・食材等の確保（食材等物資提供先との連携確認） <カネ> <ul style="list-style-type: none"> ・内部留保 	<ul style="list-style-type: none"> <ヒト> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤停止・交代制 ・感染防止対策 ・余剰人員の活用（事業継続業種への派遣等） <モノ・サービス> <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウト、デリバリー、モバイルオーダー方式導入 ・許可取得（期限付酒類小売業等） ・3密防止のリニューアル工事の計画と実施（不燃性の透明カーテン等による半個室化） ・取引先への説明 <カネ> <ul style="list-style-type: none"> ・支援策受入 ・内部留保の取崩 	<ul style="list-style-type: none"> <ヒト> <ul style="list-style-type: none"> ・段階的出勤開始 ・感染予防対策 ・事業縮小または大幅変更による雇用調整 <モノ・サービス> <ul style="list-style-type: none"> ・ニューノーマルな飲食業のスタート ・サブスク導入検討（年間利用パスポート等） <カネ> <ul style="list-style-type: none"> ・継続支援策受入 ・内部留保

今回はwithコロナ、afterコロナに分けて、対策の事例を記載しました。事例は一部です。

5.4 飲食業の事業継続力強化計画の感染症の記載例

<現在の取組>

・現在具体的な対策は行っていない。

<今後の計画>

- ・出勤できない従業員が発生した時のために、調理のレシピをマニュアル化する。仕入れ先毎の取引メモ（納品日、食材、数量）を作成し、従業員同士で共有する。
- ・営業開始前に従業員の検温を行い記録する。

<現在の取組>

・現在、具体的な対策は行っていない。

<今後の計画>

- ・影響自粛が要請された場合を想定し、使えそうな公的助成金や補助金等の下調べを行う。低利子の政策融資についても対象要件等を調べる。

<現在の取組>

・現在、具体的な対策は行っていない。

<今後の計画>

- ・卓上の調味料を当面、撤去する。
- ・長テーブルは、飛沫防止のため一定間隔毎に仕切りを設置する。

(2) 事業継続力強化に資する対策

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護

<現在の取組>

・現在、具体的な対策は行っていない。

<今後の計画>

- ・市の営業自粛要請を行う担当部署の連絡先を調べておく。

5.5 新型コロナウイルス感染症支援策（事業主向け）

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受ける事業主に対する支援策です。詳細は以下URLで公表しているパンフレットをご覧ください【令和2年6月末日現在】。

経済産業省HP：<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

（1）資金の確保

給付	売上が半分以下で固定費の支払いが苦しい	持続化給付金	中堅・中小・小規模 最大200万円 フリーランス含む個人事業主 最大100万円	相談ダイヤル 0120-115-570
	売上が半分以下で家賃の支払いが苦しい	家賃給付金	一定に野売上減少要件を満たす事業者に 中小企業者等 最大600万円※1 個人事業者等 最大300万円※2 ※1 最大100万円/月（給付率2/3、1/3）×6か月分 ※2 最大 50万円/月（給付率2/3、1/3）×6か月分	7月14日 申請スタート
融資	売上減で家賃の支払が繰り紙など資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資	3年間無利子、最長5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え 5月より地銀、信金、信組等でも利用可に	日本公庫：0120-154-505 商工中金：0120-542-711 民間金融：0570-783-183

（2）支払いの抑制

猶予・減免	売上減で税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、社会保険料の納付猶予	売上が一定程度減少の場合、1年間、 無担保且つ延滞税なし で猶予	国税：国税局猶予相談センターまで 地方税：各地方団体の窓口まで 社会保険料：管轄の年金事務所、各都道府県労働局
	売上減で固定資産税が払えない	固定資産税・都市計画税の減免	売上が一定程度減少の場合、来年度は 2分の1又はゼロ に減免	相談ダイヤル：0570-077-322 (平日9:30～17:00)
	売上減でNHK受信料が払えない	NHK受信料2か月支払の免除	持続化給付金の給付決定を受けた事業者は、事業所など住居以外の場所の受信料について、申請を行った月と翌月を 全額免除	

5.6 続き 新型コロナウイルス感染症支援策（事業主向け）

（3）従業員の雇用維持

助成金・支援金	休業等を行って雇用を維持したい	雇用調整助成金	休業手当100%で雇用維持なら 中小は解雇等をせず雇用の維持に努めた場合 10割助成 ※上限日額15,000円	お近くの都道府県等同局または ハローワークまで コールセンター：0120-60-3999 (毎日 9:00~21:00)
	一度従業員との契約を解消するが、再雇用する	みなし失業手当		
	小学生の保護者となる従業員を休ませたい	小学校休業等対応助成金	小学校等の保護者の従業員が、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金額の10/10を助成（日額上限：15,000円）	0120-60-3999 毎日：9:00~21:00
	フリーランスだが、小学校の休業に併せて休みたい	小学校休業等対応支援金	小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を 行うために、契約した仕事ができなくなった日について1日当たり4,100円（定額） ※4月1日以降1日当たり7,500円に引き上げ。	0120-60-3999 毎日：9:00~21:00

（4）取引先・顧客の維持

補助金	生産性向上のため、設備投資を実施したい	ものづくり補助金	原則上限1,000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3 ※要件を満たせば補助上限、助成率が拡充	ものづくり補助金事務局 http://portal.monodukuri-hojo.jp/
	ITツールを導入したい	IT導入補助金	補助額：30~450万円 補助率：1/2 一定の要件を満たす場合、補助率が拡充	一般社団法人サービスデザイン推進協議会 050-666-424
	販路拡大を行いたい	小規模事業者持続化補助金	補助上限50万円、補助率2/3 ※要件を満たせば補助上限、助成率を拡充	全国商工会連合会 03-6670-2540 日本商工会議所 03-6447-2389

6.BCP関連の参考資料

6.1 国のBCP(事業継続計画)ガイドライン

大企業向け

- 内閣府 「事業継続ガイドライン 第三版 -企業における平常時のBCMの普及促進と災害教訓・国際動向等の反映-」
2013年8月末発行(初版は2005年)
※解説書が2014年7月発行

中小企業向け

- 中小企業庁 「中小企業BCP策定運用指針(2011年入門編追加) ～緊急事態を生き抜くために～」(初版は2006年2月)

6.2 BCPに関する認証制度

(参考)BCPに関する認証制度

レジリエンス認証

- 内閣官房国土強靱化推進室が2016年2月に制定した「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づき、国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）制度が同年4月より実施されました。百社ほどが取得されています。

ISO 22301

- ISO22301は、2012年5月に発行された、事業継続マネジメントシステム（BCMS）に関する国際規格です。百数十社取得されています。

6.3 2018年3月 中小企業BCP支援ガイドブック

中小企業のBCP策定支援のための
支援機関向けのガイドブック



BCPの
取組現状

中小企業BCP支援 ガイドブックについて

中小企業は、日々、取引先・顧客から様々なニーズが寄せられ、それらへの迅速な対応が求められています。また、中小企業を取り巻く社会・経済環境も目まぐるしく変化しています。このような中、災害・大事故にあっても取引先・顧客からは、平常時と同様の対応が求められることから、BCPの取組が必要になってきます。

これまででも、中小企業のBCP策定を促進してきましたが、その策定率は15%程度にとどまっています。

BCPの取組を中小企業に広げていくためには、中小企業を支援する**関係機関**（**税理士、会計士、中小企業診断士、商工団体、金融機関、地方自治体等**）の方々に理解を深めていただくことも必要であると考え、本書をとりまとめました。

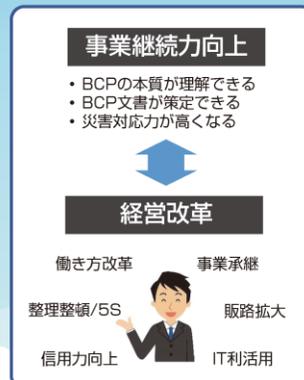
BCPに取り組む利点とは

支援機関

支援活動

中小企業

<p>地方自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域経済の強靱化 災害後の雇用の維持 企業の事業継続による市民生活の安定化
<p>商工団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員企業の経営力の強化 地域経済への貢献 中小企業支援という使命の達成
<p>金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害による貸倒れの防止 地域経済の早期復旧・復興 保険料の安定に寄与
<p>中小企業を支える土壌</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の経営強化による顧客の確保 中小企業支援という使命の達成 支援の付加価値化



なぜ、BCPの取組は中小企業で普及していかないのでしょうか。BCPとは災害に備えるための特別な取組と考えられているのではないのでしょうか。

BCPの
本質とは

BCPは実は



BCPの本質とは、災害発生時に事業継続を図っていくための経営戦略です。

被災すると人・モノ・資金・情報が足りなくなるという状況下で、短時間に顧客のニーズ等に対応していくためには、

- ① あらかじめ何が起こりうるか考えること
- ② その時行うべきことを計画として定めること
- ③ 実際にその計画が実行できるように訓練を行うこと

など備えておくことが重要です。これらは、多くの企業が日常的に行っていることです。

つまり、単に災害のためだけの特別な備えではなく

「日ごろの経営改善の一環」です。

また、事業承継の取組の一環としても活用できます。

※ガイドブックでは、これらの解説を付しています。

BCP(BusinessContinuityPlan(事業継続計画))とは

自然災害等の突発的な経営環境の変化が起こった際に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方法、手段等を取り決めておく計画。

6.4 2018年3月 中小企業BCP支援ガイドブック

本書では、支援機関の方々が、
中小企業のBCPの取組を
支援する上でのポイントを
以下の3つの視点でまとめています。

ガイドブック の特徴

BCPが何なのか
わからない



本ガイドブックでは、

◆BCPの必要性と
その本質

BCPを策定したいが
やり方がわからない

◆文書として整備する
策定方法※

BCPを策定したが
実行できるか不安



◆訓練の方法など

取組事例を紹介しています！

※中小企業庁の中小企業BCP策定運用指針
「入門コース」に対応しています。

BCPの取組事例

また、本書では、どのように取り組めばよいかわからない
方のために、BCPに実際に取り組んでいる事業者の取組を
事例集で紹介しています。

また、中小企業庁HPでは被災経験事業者の取組を紹介する
ビデオを掲載しています。

BCP策定 方法の解説

本書では、BCPを策定したい中小企業を
指導する際の参考として「中小企業BCP
策定運用指針」入門コースに基づき、
BCPの本質（経営改善の一環）を踏まえ
ながらの策定方法の解説を付しています。



まずは簡易な方法から始めたい方向けにBCPに必要な文書を
集める取組方法も併せて紹介しています。

【参考】BCP関連の中小企業者向けの支援策

中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針
～緊急事態を生き抜くために～

中小企業がBCPの策定・運用にあたってご
利用いただけるコンテンツを掲載しており
ます。
詳しくは以下のQRコードから。

中小企業庁HP：
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>



JFC 日本政策金融公庫

中小企業が自ら策定したBCPに基づき、防
災に資する施設等の整備を行う場合に、日
本政策金融公庫から融資を受けられます。
詳しくは以下のQRコードから。

■施策名称：
社会環境対応施設整備資金（BCP関連）

電話：0120-154-505
※音声ガイダンスが流れます



お問い合わせ先

ご質問・ご相談は、以下までご連絡いただければ幸いです。

お問い合わせ先

SOMPOリスクマネジメント株式会社
高橋

住所 : 〒160-0023
東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル27階
電話 : 03-3349-3500(高橋)
E-mail : ktakahashi40@sompo-rc.co.jp
HP : <http://www.sompo-rc.co.jp>

ご清聴ありがとうございました。

